

新潟市森林整備活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が予算の範囲内において、地域住民による自主的及び主体的な森林整備活動及び、森林環境の保全を目的とした活動の促進を図るため、当該活動に要する経費に対して交付する新潟市森林整備活動補助金（以下「補助金」という。）に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 補助金の交付申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 新潟市自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）

(2) 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日施行）第2条に規定する自治会等（以下「自治会等」という。）

(3) ボランティア団体、老人クラブ、PTA、NPOその他の営利を目的としない団体で次のアからクまでのすべてに該当するもの（以下「その他の団体」という。）

ア 市内に主たる活動拠点を有すること。

イ 活動区域近隣の地域住民、若しくは市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として3人以上有すること。

ウ 活動区域内の森林所有者のみをもって構成される団体でないこと。

エ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。

オ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。

カ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。

2 新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、すべての市税を完納していることを必要とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、申請者が自ら実施する森林整備活動及び森林環境の保全を目的として実施する以下の事業とする。ただし、他の補助事業及び交付金事業等の対象として補助金等を受けるものを除く。

- (1) 下草刈り、枝打ち、つる切り、除伐、伐根、伐採木の粉碎、植栽などの事業
 - (2) 前各号と併せて行う森林整備活動の啓発及び森林整備団体の構成員の確保に関する事業
 - (3) その他森林環境の保全等に資する事業
- 2 補助の対象となる事業を実施する区域は、新潟市森林整備計画で定める森林であり、当該森林の所有者又は管理者から事業に係る許可を得た区域とする。

(補助対象経費)

第4条 前条に掲げる補助対象事業のうち補助の対象となる経費は、当年度中に実施する当該事業に直接要する経費とする。ただし、熱中症予防対策用のものを除き食糧費は対象外とする。

(補助率)

第5条 補助対象経費の総額に対して交付する補助率は、1事業につき10分の10とする。

(補助金の額)

第6条 補助対象経費の総額に前条に規定する補助率を乗じて得た額は、1申請者につき50万円を限度（当該事業に参加費、寄附金、その他の補助金収入以外の収入（以下「事業収入等」という。）がある場合においては、申請者の自己負担額に充当することとし、自己負担額がない場合等は、事業収入等を充当する支出項目を指定して事業支出と相殺する）とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、補助金の額を変更することができる。

(申請手続等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、協議会及び自治会等については

(3)～(6)を省略することができる。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 申請者の概要に関する調書
- (4) 申請者の会則・規約等
- (5) 申請者の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請者の名簿
- (7) 森林整備活動区域台帳・位置図・関係資料
- (8) 機械・備品等管理台帳
- (9) 燃料費の申請を行う場合は、燃料に関する説明資料
- (10) 1件10万円以上（税抜）の高額な機械・備品等の導入及び複数年使用可能な機械・備品等の導入を計画する場合は、機械・備品等の導入理由書
- (11) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(12) 新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）

(13) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに森林整備活動補助金交付決定通知書（別記様式第4号）又は、森林整備活動補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（変更交付申請手続）

第9条 前条第1号の補助金の交付決定を受けた申請者は、第7条の申請書及び添付書類の内容に変更が生じる場合、変更交付申請書（別記様式第1号）に第7条第1号から第13号に記載の書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、その内容が軽微で交付申請額に増額が生じない場合は、変更交付申請書の提出を省略することができる。

（変更交付決定及び通知）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を変更するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付の変更を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに変更交付決定通知書（別記様式第4号）又は、不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第11条 規則第13条の規定による報告は、事業完了後1月以内又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書（別記様式第2号）

(2) 収支決算書（別記様式第3号）

(3) 納品書又はその写し

(4) 領収書又は事業者に対し対象となる経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類又は補助申請年度内に決済口座から引き落としが行われていることを示す書類

(5) 事業実施状況が分かる日報及び写真

(6) 口座振替依頼書

(7) その他市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告があったときは、これを審査及び必

要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、その旨を確定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第13条 補助金の支払いは、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払いができるものとする。

2 申請者が前項の概算払いにより補助金の支払いを受ける場合は、あらかじめ概算払申請書（別記様式第8号）を市長に提出するものとする。

（財産の管理・取扱等）

第14条 補助事業者は、補助対象の物品及び備品等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、所有権を譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。

2 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、事業により取得した価格（税抜）が1件10万円以上の機械・備品等とする。

3 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

4 補助事業者は、第2項の機械・備品等の管理のため管理台帳を備え付けることとし、管理状況を常に明らかにするものとする。また、補助事業者は、前項の耐用年数を超えるまでは、管理台帳の写しを毎年度4月末もしくは本補助金の申請時のいずれか早い日までに市長へ提出することとする。

5 補助事業者は、やむを得ず前項に規定する管理を行うことが困難となる場合には、補助金により取得した機械・備品等について、可能な限り同様の目的で活動する団体へ引き継ぎ、引き続き善良なる管理者の注意をもって管理させるよう努めるものとする。

6 前項の継承が困難な場合は、市と協議のうえ、適切に返還することとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。

（1）補助金をその目的以外に使用したとき

（2）補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

（3）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（情報公開）

第16条 補助金の申請、交付に関する書類及び実績報告に関する書類は、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）の規定に基づき、法令等で公開できないとされているもの以外については、一般の閲覧に供するものとし、森林環境譲与税及び新潟市森林環境譲与税活用基金の使途等の公表の際に、補助金の交付を受けた者の概要、活動内容等を公表するもの

とする。

2 情報の公表の方法等については、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 内容 当該事業が新潟市森林整備活動補助金に基づくものである旨を表示すること

- ・「新潟市森林整備活動補助事業」
- ・「この事業は新潟市森林整備活動補助金を受けて実施しています」 など

(2) 媒体

- ・ホームページ
- ・事業用パンフレット
- ・看板 など

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。